THE NAKAGAWA AGRI BUSINESS NEWS 2025

回覧

# 中川村営農センターだより

長野県上伊那郡中川村大草4045-1　中川村営農センター
発行日　令和７年9月　日

～暦の上では“白露”の候ですが、もうしばらくは暑さが続くとの予報も出ています。農作業時はこまめな水分補給と適度な休憩で熱中症対策を講じて、慣れた農機具操作についても気を緩めず安全第一を心掛けましょう～

## 1.農作業中の事故にご注意！

今年度も県下各地で農作業に係わる死亡・重傷事故の報告がされています。秋の農繁期となり疲れもピークとなりますが、安全対策を行った上での農作業としてください（以下に県に報告があった案件を記載）。

＜死亡事故＞

＊5月　高齢者が熱中症で死亡（暑さへの対応力が落ちていたと推察）
＊5月　農薬散布車運転中、木に挟まれ死亡（脇見と推察）
＊7月　トラクターの片輪が法面から脱輪・転倒し、下敷きとなり死亡
＊8月　乗用草刈機が法面に乗り上げ転倒し下敷きになり死亡

＜重傷事故＞

＊操作不適＊農薬散布車のギア操作ミスで同車が動き出し車庫に衝突
＊裁断機のエンジンを停止せずに詰まったものを出そうとしたところ同機が動き出し、右手中指を切断
＊不　注　意＊乗用草刈機を軽トラックから下ろす際に落下し下敷き
＊トラクターが法面から落下し運転手・補助者双方が負傷
＊その他、つまずきによる転倒、落下事故も起きています。

## 2.稲刈り・秋起こし後の道路に落とした泥土は片付けよう

今年も9月初旬に稲刈りが本格的にスタートしました。毎年この時期には5月の田植え期同様に、作業後に泥土をつけたままの農機が道路に出ることによって道路上に土の塊が放置されるケースが散見されます。

交通の安全にも支障をきたす恐れがありますので、泥土が道路上に残ってしまった場合は、スコップや竹箒等で元のほ場等への掃き戻しを行うよう心掛けましょう。

# 3.爆音機の騒音にご注意！

農作物被害を防止するため爆音機を使用する際は、騒音防止の観点から以下の点について十分な配慮を行なってください。

＊爆音機は住宅から直線で200m以上離れた場所に設置してください。

＊爆音機の使用は日の出から日没までとし、早朝・夜間は使用をしない。

# 4.地域ぐるみでクマ対策を！

先月末、開催されたクマの学習会には村内外から多くの方が参加し、クマの生態を含めた正しい知識を身につける良い機会となりました。

これからの時期、里山には秋の実りが豊かとなり、冬眠に向けて活動が活発化するクマと遭遇する危険性も高くなります。

クマを人里に寄せ付けない、また自身の安全を守るために、以下の対策を地域ぐるみで取り組みましょう。

＜注意事項＞

☑音の出るものを携帯し、自分の存在のアピールを！

☑クマの行動が活発となる早朝や夕方は特に周囲に気を配って行動を！

☑クマが身を潜めやすいヤブの刈払いを行い、見通しの改善を！

☑１人で行う作業から複数で行う作業への切り替えを！

＜誘引物の適切な管理＞

☑生ゴミや果実・野菜の廃棄残さは埋設等適切な処理をしましょう！

☑果樹園においては、収穫後の果実を残さずに除去しましょう！

☑食品保管庫等の施錠等を行いクマを侵入させないようにしましょう！

☑ガソリン等もクマを誘引するため保管場所には施錠をしましょう！

# 5.蜜蜂飼育は届出が必要です

養蜂振興法により、みつばちを飼育するためには、種類、規模、蜂蜜販売の有無に関わらず、毎年「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。

みつばちを飼育されている方で、まだ未届の方は至急提出をお願いします（様式、詳細は村ホームページに掲載しています）。

今年に入ってから、クマに養蜂箱を荒らされる被害が発生しています。村では電気柵の設置補助を行っています。安全にみつばちを飼養するため、電気柵の設置をご検討ください。

# 6.農業関係で活用可能な主な村補助事業について(詳しくはホームページをご覧ください)

| 区分 | 補助事業名 | 対象経費・条件 | 補助対象者 | 補助率 | 申請方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 機械整備 | 農業担い手支援事業 | □農業用機械の取得・改良<br>□農業用施設の取得・改良<br><br>ただし<br>事業費が整備内容ごとに50万円以上であること | ①個人認定農業者<br>②法人認定農業者<br>③認定新規就農者<br>④集落営農組織 | ２分の１以内<br>（1,000円未満切捨て）<br>ただし<br>①と③の補助対象者<br>補助上限額:100万円<br>②と④の補助対象者<br>補助上限額:300万円 | 交付申請書に次の書類を添えて役場農政係に提出（メール提出可）<br>□見積書等の写し<br>□農業決算に係る税申告書類の写し<br>□集落営農組織は直近の総会資料（規約、構成員名簿を含む）の写し<br>※その他事業確認に必要な書類 |
| 施設整備 | 小規模農家営農継続支援事業補助金 | □農業用機械の取得・改良<br>□農業用施設の取得・改良<br>ただし<br>事業費が整備内容ごとに30万円以上であること | □白色及び青色申告を行う農業者及び農業決算を行う法人 | ３分の１以内<br>（1,000円未満切捨て）<br><br>補助上限額:30万円 | 交付申請書に次の書類を添えて役場農政係に提出（メール提出可）<br>□見積書等の写し<br>□農業決算に係る税申告書類の写し<br>□その他事業確認に必要な書類 |
| 荒廃地復旧 | 農地再生支援事業 | □障害物の除去や整地等荒廃農地を再生するために必要と認められる作業に要する経費 | □荒廃農地の所有者に代わって、農地を再生し、その農地を５年以上耕作する農業者 | ２分の１以内<br>（ただし、10 アールあたりの事業費上限額は10万円とする） | 交付申請書に次の書類を添えて役場農政係に提出（メール提出可）<br>□位置図及び公図の写し<br>□事業計画書、見積書、関係図面等<br>□事業着手前の現地写真 |
| 苗木補助 | 振興作物普及拡大補助事業 | 新植拡大(改植を含む)した際の苗木代<br>□ﾘﾝｺﾞ、桃、梨、梅、柿、ﾌﾞﾄﾞｳ(10本～)<br>□ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ(20本～)<br>□ｽﾓﾓ(８本～) | 村内農業者 | 苗木代の10分の３以内<br>（ただし、国県補助及びJA 等の補助を受けた事業は補助対象外） | 交付申請書に苗木の購入計画を記載し役場農政係に提出（メール提出可）<br>□領収書の写し |
| 獣対策 | 農作物有害鳥獣駆除対策事業 | 有害鳥獣の侵入を防ぐための次の資材<br>□柵（電気柵を含む）、網、<br>□威嚇機器（電気式、煙火方式を含む） | 村内農業者 | 資機材費の１０分の４以内 | 交付申請書に次の書類を添えて役場農政係に提出（メール提出可）<br>□領収書の写し |

※問い合わせ、提出先：中川村役場 産業振興課 農政係　（電話 0265-88-3042、メール nousei@vill.nagano-nakagawa.lg.jp ）

# 7.生産者と働き手をつなぐ『1日農業バイトアプリ』

# 8.『ワイヤーレスロボット草刈機実演デモ会の開催』

村では草刈りの負担軽減を図るため、自動ロボット草刈機の実演デモを行います。これまでのロボット草刈機は草刈りを行う範囲を境界ワイヤーで囲う工事が必要でしたが、今回、実演に使うのは、境界ワイヤー工事の必要がなく、スマートフォンアプリから草刈エリアを設定できる通信機能を備えたワイヤーレスのロボット草刈機です。

- ●日時　9月24日（水）13:30～14:30
- ●場所　中川村 西原果樹園（片桐2023番地⇒右のQRコード）
- ●機種　ロボット草刈機X7Pus（ホンダウォークPLOW）
- ●申込　不要（現地集合・受付）

**問合わせ先　中川村営農センター事務局（役場 農政係）電話：８８-３０４２）**